財務省告示第二百七十九号

六条第一項の規定により報復関税を引き続き課することが決定されたので、 アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について、関税定率法 (明治四十三年法律第五十四号) 第 報復関税等に関する政令

平成六年政令第四百十八号)第一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年八月十五日

財務大臣 尾身 幸次

報復関税に係る措置の対象となる国 アメリカ合衆国(プエル トリコを含む。 以下同じ。

_	報復関税に係る措置の対象となる貨物の品名、	貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
	内品	銘柄、型式及び特徴
	で動用又はコンベヤ用のベルト及び	綿製以外の紡織用繊維製のもので、輸出統計品目表及び
	ベルチング	輸入統計品目表を定める等の件(昭和六十二年大蔵省告
		示第九十四号)に定める輸入統計品目表 (以下「輸入統
		計品目表」という。) 五九一〇・〇〇 〇二〇に分類さ
		れるもの
	鉄又は非合金鋼のフラットロー 小製	クラッドし、めっきし又は被覆した幅が六〇〇ミリメー
	品	トル以上のもので、輸入統計品目表七二一〇・九〇 〇

	一〇に分類されるもの
ステンレス鋼のフラットロール製品	熱間圧延をした幅が六○○ミリメートル未満のもので、
	輸入統計品目表七二二〇・一二 〇〇〇に分類されるも
	Ø
その他の合金鋼のフラットロール製	幅が六○○ミリメートル未満のもののうち、バイメタル
品	(張合せ加工を行ったもの)で、輸入統計品目表七二二
	六・九九 一九〇に分類されるもの
フォー クリフトトラック及び持上げ	電動機により作動するもの以外の自走式作業トラックで
用又は荷扱い用の機器を装備したそ	、輸入統計品目表八四二七・二〇 〇〇〇に分類される
の他の作業トラック	もの
フレキソ印刷機	輸入統計品目表八四四三・一六 〇〇〇に分類されるも
	Ø
ツールホルダー	輸入統計品目表八四六六・一〇 〇一〇に分類されるも
	Ø
玉軸受	輸入統計品目表八四八二・一〇 〇〇〇に分類されるも
	D

	0	
〇〇〇に分類されるも	輸入統計品目表九〇一四・八〇	
『のもの以外のもので、	羅針盤及び空中又は宇宙の航行用のもの以外のも	航行用機器
	0	針状ころ及びころ以外のもの)
〇〇〇に分類されるも	輸入統計品目表八四八二・九九	玉軸受又はころ軸受の部分品(玉、
	0	針状ころ及びころ)
〇〇〇に分類されるも	輸入統計品目表八四八二・九一	玉軸受又はころ軸受の部分品(玉、
	0	
〇〇〇に分類されるも	輸入統計品目表八四八二・八〇	その他のころ軸受
	0	
○○○に分類されるも	輸入統計品目表八四八二・五〇	円筒ころ軸受
	0	
○○○に分類されるも	輸入統計品目表八四八二・四〇	針状ころ軸受
	0	
〇〇〇に分類されるも	輸入統計品目表八四八二・二〇	円すいころ軸受

(アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。 二に掲げる貨物で平成十九年九月一日から平成二十年八月三十一日までの間に輸)については、一 般 の関税のほか、 十 五 入され % こるも の)関税 の

四 報復関税に係る措置をとる理由

を課する。

1

界貿易機関協定違反が確定し、 に 認された。 月の対抗措置の とから、 に関 易機関を設立するマラケシュ協定をいう。 生産者等に分配する規定であるが、二〇〇三(平成十五)年一月、世界貿易機関協定 成十七年政令第二百八十九号) アメリカ合衆国は、 よる税収を、 アメリカ合衆国において、 アメリカ合衆国千九百三十年関税法第七百五十四条(以下「バード修正条項」という。) する了解第二条に規定する紛争解決機関 _00 この 四 規 承認に基づき、 不当廉売関税等に係る措置を申請 模に関する仲裁決定を経て、 (平成十六)年 勧告の履行の期限 不当廉売関税及び相殺関税(以下「不当廉売関税等」という。 バード修正条項の撤廃等が勧告されたところである。 別表に掲げる貨物で平成十七年九月 我が国は、玉軸受等に対して課する報復関 一 月 (同年十二月)を経過した後も勧告を履行しなかったこ 我が国 以下同じ。 (以下「 同年十一月、 ば Ų 紛争解決機関)附属書二紛争解決に係る規則及び手続 又 は 紛争解決機関」 申請を支持 紛争解決機関により対抗 に 一日から平成十九年八月三 対抗措 という。 したアメリカ合衆国内の 税に関する政令(平 置 を申請 に お 措 しかし、 61 (世界貿 置が承 同 て、 年八 は 世

十一日までの間に輸入されるもの(アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。 について、

の)関税 のほか、 十五%の関税を課している。

貿易機関協定に基づいて直接又は間接に本邦に与えられた利益を守る必要があることから、 解決機関による勧告が履行されていない状態が継続している。このような事情を踏まえ、世界 たものの、本年十月一日より前に通関された貨物に係る不当廉売関税等による税収につい メリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について、 経過措置として引き続き同条項に基づく分配が行われることとなっており、依然として紛争 二〇〇六 (平成十八)年二月、アメリカ合衆国において、バード修正条項の廃止法が成立し 報復関税を課する期間を一年間延長すること ては ア

五 その他参考となるべき事 項

1 国の二〇〇六財政年度における当該分配額に基づき約五十五 バード修正条項による日本産品に係る直近年の分配額に○・七二を乗じた額(アメリカ合衆 対抗措置の規模

・九億円) (紛争解決機関に

. 承

認

アメリカ合衆国が、 バ I ド修正条項に関する世界貿易機関の勧告を履行した場合には、

速や

終了時期

された額)の範囲内である。

かに対抗措置を終了する。

ハ その他

ード修正条項による直近年の分配額に基づき算出することとされていることから、報復関税の 紛争解決機関の承認によれば、対抗措置の規模は、アメリカ合衆国政府により公表されたバ

課税対象品目及び税率等について、発動後一年ごとに見直す。